

令和7年度 第1回多治見市学校給食運営委員会 会議録

- 日時 令和7年8月27日(水) 13:15～14:15
○場所 多治見市食育センター 2階研修室
○委員出席 出席委員/12名
仙石委員、奥村委員、成田委員、林孝徳委員、加藤委員、
宮崎委員、林弘委員、玉井委員、宮田委員、小栗委員、吉田委員、菅原委員
事務局出席者/7名
教育長、副教育長、食育推進課長、食育推進課職員4名
欠席委員/1名 前川委員

○会議次第

1. 開会のことば
2. 教育長あいさつ
3. 自己紹介
4. 議事

- 議第1号 多治見市学校給食運営委員会会長の選出について
認第1号 令和6年度多治見市学校給食会計決算の認定について
議第2号 令和7年度多治見市学校給食会計監査委員の選出について
報第1号 物価高騰(精米価格等)に伴う学校給食費の市費負担について

その他

- ・中学生の学校給食費無償化について

○会議内容(要点) 以下のとおり

(食育推進課長)

ただいまから令和7年度第1回多治見市学校給食運営委員会を開会する。

(教育長)

新年度になり委員が交代したため、学校給食運営委員会の意義についてあらためてお伝えしたい。

市の予算は多治見市議会の承認をいただくことにより成立するが、学校給食は市議会を介さない。市議会の代わりとしたこの委員会で、給食費の金額決定や、食材費が適切に管理・執行されているのかを、協議及び審議をおこなっていただいている。委員の皆様には、忌憚のないご意見をいただきたい。

議題の中に昨年度の決算があるが、昨今の物価高騰の影響を大きく受けている。物価高騰の最中だが、できるだけ質の良いものや栄養バランスを考慮しつつ、徴収した金額内で工夫しながら給食を提供していることを、念頭に置いていただきたい。

また、議題の他に、中学生の給食費無償化について具体的な内容が決定したため、後ほど説明させていただく。アレルギーや不登校など、給食を喫食しない生徒に対しては給付金支給を予定しており、幅広い子育て支援をおこなっていく。

(食育推進課長)

今年度第1回目の会議となるので、各委員から名簿順に自己紹介を願う。

(委員)

順次、自己紹介を行う。

(食育推進課長)

これより、議事に入る。今回の議事録の署名委員として、林弘委員及び吉田寛子委員を指名させていただく。後日会議録への署名をお願いする。

また、多治見市情報公開条例第23条の規定により、本運営委員会の会議は公開とさせていただく。

それでは、この委員会の成立について、事務局担当から報告する。

(事務局)

本日の会議は、全委員数13名、出席委員12名で過半数に達している。よって、多治見市学校給食運営委員会条例第6条第2項の規定により、委員会が成立したことを報告する。

(食育推進課長)

それでは、議案に移る。議第1号、多治見市学校給食運営委員会会長の選出について、いかがに取り計らったらいいか。

(委員)

事務局に一任の声

(事務局)

会長に多治見市議会厚生環境教育常任委員長の成田康弘委員を推薦したいが、いかがか。

(委員)

異議なし。

(食育推進課長)

異議なしと認めて、会長を成田委員に決定する。会長が選出されたので、議第2号議案以降は会長に議事進行を願う。会長は席をご移動いただきたい。なお、副会長については委員の交替がなかったため、昨年度に引き続き、林孝徳委員をお願いする。

(会長)

それでは、これから議事を進める。

認第1号、令和6年度多治見市学校給食会計決算の認定について、事務局より説明を願う。

(事務局)

- ・P.1の決算書について説明。
- ・P.2～P.7の資料について説明。

(会長)

ただいま、決算の内容について、事務局から説明があった。令和6年度監査結果について報告を願う。

(令和6年度監査委員に代わり事務局)

- ・監査結果の報告

(会長)

ただいまの決算認定並びに監査報告に対して、意見はないか。

(委員)

かなり古い年度の未納が残っていることに対し驚いている。給食費の未納がある場合、児童手当からの天引きが可能であると把握しているが、未納者に対しどのような対策を行っているか。また、未納になっている理由はどのようなか。

(事務局)

一括で払えない場合、分納誓約書を書いてもらったうえで分割納付を進める、児童手当からの天引きを行うなどの対策をしている。また、督促状等を送っても支払う意思のない悪質な場合には、裁判所を通じ少額訴訟や支払督促などの法的手続きをおこなっている。法的手続きをおこなった後の預金調査等については、税金等の公金と取り扱いが異なるため調査に苦慮しているが、収納率の向上に引き続き取り組んでいく。

未納になる理由については、金銭があるにも関わらず単純に払う意思がない場合や、家庭の状況により支払いが困難などである。未納の状況により、やむを得ず不能欠損とせざるを得ないこともある。

(委員)

直近令和6年度の未納について、学校や事務局側で支払うようお願いしたうえで、なお未納が残っているということか。

(事務局)

令和6年度の未納については在校生の場合、各学校の協力により、後日ほぼ納付されている。

それでも未納がある場合は、家庭の状況により支払えない、払う意思がない、出国して行方がわからなくなってしまうなどである。

(教育長)

補足説明させていただく。給食費については、税金や国民健康保険料と比べ約99.5%と高い収納率であるが、支払っている保護者との公平性を考慮し、保護者の同意を得たうえで児童手当からの天引きをおこなうなど、引き続き対策していく。

また、入学時に給食提供に関する申込書を提出いただき、給食提供を「契約」の一種とすることで、未納になった場合、法的手続に着手できるような体制を継続していく。

(委員)

以前からPTAの役員を務めており、給食費の未納について協力できることがあればと思い、未納の状況や対策についてお伺いした。

未納対策として児童手当からの天引きがあるが、強制的に天引きされることはあるか。

(事務局)

必ず保護者の同意のもと、天引きが開始される。強制はしない。

(委員)

給食費を意図的に支払わない理由はあるか。

(事務局)

不登校で喫食していないことを理由に支払わない場合が多い。不登校の場合、給食を停止するという選択肢はあるが、児童や生徒のことを考慮すると、直ちに停止するという対応は難しい。

(会長)

それでは、お諮りする。認第1号、令和6年度多治見市学校給食会計決算の認定について、原案のとおり認定してよろしいか。

(委員)

異議なし。

(会長)

異議なしと認める。よって、認第1号は原案のとおり認定された。

(会長)

次に、議第2号、令和7年度多治見市学校給食会計監査委員の選出について、事務局から説明願う。

(事務局)

先例にならない、監査委員として委員の中から2人選任いただきたい。

(会長)

ただいまの会計監査委員の選出について、いかが取り計らったらよろしいか。

(委員)

事務局一任

(事務局)

事務局案として、脇之島小学校長の宮崎委員と、多治見市PTA連合会会長の玉井委員を推薦したい。

(委員)

異議なし。

(会長)

異議なしと認める。

宮崎委員と、玉井委員が、令和7年度多治見市学校給食会計監査委員に選出された。

(会長)

次に、報第1号、物価高騰（精米価格等）に伴う学校給食費の市費負担について、事務局から説明願う。

(事務局)

・P.8資料に沿って説明。

《概要》昨今の物価高騰を考慮し、1食あたり、小中学校は15円、幼稚園は10円を市費で負担。

なお、財源として国の地方創生臨時交付金を充てる。

(会長)

ただいまの説明に対して、質問や意見はないか。

(委員)

国の地方創生臨時交付金は今後も補助があるか。

(事務局)

地方創生臨時交付金は物価高騰に対し支給され、用途は様々だが、実際の活用先は各市町村の判断となっている。多治見市も活用先のひとつとして給食費を充てているが、次年度以降、補助額分は保護者から徴収する予定。

(委員)

次年度は交付金があったとしても給食費以外に充てることになった場合、今までの補助がなくなるため、物価高騰分も含め保護者が負担することになるのか。

(教育長)

令和7年度の給食費は値上げをおこなったが、昨年度から精米価格が急激に高騰したため、その分は市費

で負担するという考えが前提にあり、その財源として地方創生臨時交付金を活用するに至っている。

次年度以降、物資価格の見通しが不明であるため、給食費を値上げした場合に公費を投入するか否かは、現状では判断しかねる。

先ほど事務局からも申し上げたが、地方創生臨時交付金は給食費分のみ支給されているわけではなく、他の用途も含め一括した金額が支給されており、指定管理の施設管理や光熱水費等にも充てられているため、交付金の支給があった場合には、用途として適切かどうかを議会等に諮りながら進めていく。

(委員)

小学生の給食費無償化は検討しているか。

(事務局)

今のところ市単独での無償化は検討していないが、国の施策として小学校給食費無償化の話題が出ているため、今後の動向を注視し研究していく。

(会長)

次に、その他、中学生の学校給食費無償化について、事務局から説明願う。

(事務局)

・別紙当日配布資料に沿って説明。

(会長)

ただいまの説明に対して、質問や意見はないか。

(委員)

無償化の説明は中学生だけでなく、現在小学校6年生で来年中学生になる保護者へも説明されたい。

また周知をおこなう際、学校を通じて保護者へ通知する方法が望ましい。

(事務局)

無償化の周知については、市内の小中学校及び市内外の私立中学校も含め漏れなく周知できるよう、教育委員会全体で連携を取りながらおこなっていく。また、市内転入者への随時対応にも配慮したい。

(会長)

以上で本日の議題はすべて終了した。せっかくの機会なのでご質問等ある方はご発言願う。

(委員)

中学校の試食会に参加した際、想像していたよりも量が多くありがたいと感じたが、一方で喫食時間が短いと感じた。給食が丁寧に作られていることを知っているため、子どもたちにはゆっくり味わって食べてほしい。少しでも喫食時間を長くできないか。

(委員(学校長))

中学校の場合、4時限目が12時25分に終了し、13時5分に昼休みが始まる。配膳時間を含めると、実際の喫食時間は20分程度のため、時間が短いと感じるかもしれない。しかし、喫食時間を長くすると、その後の昼休み時間とのバランスが難しくなる場合がある。喫食時間は各学校で若干異なっているかもしれないが、イレギュラーな事態が発生した場合、対策を行わないことはなく、喫食時間を確保したうえで昼休みを短くするなど臨機応変に対応している。喫食時間が短いという意見をいただいたことについては、校長会で周知させていただきたい。

(委員)

給食の残量について、どのような傾向があるか。

また本市の給食について、直営調理と委託調理があるが、両者の間に差異はあるか。

(事務局(栄養士))

給食残量は、コロナ禍以前に比べると増加傾向にあるが、昨年度から残量の結果を各学校にフィードバックする機会を設けている。その結果を受け、各学校で残量が減らせるように様々な取り組みをおこなっていただいているおかげで、残量は少しずつ減っている。

ただ単に完食を強いるのではなく、野菜や栄養バランスの大切さを指導しながら、子どもたち自身が給食を残さないよう意識し、進んで喫食できるよう各学校で取り組んでいただいている。

(教育長)

「コロナ禍以前に比べると残量が増えた」と聞くと悪い印象を受けるかもしれないが、決して悪い結果では

ないことを説明させていただきたい。

コロナ禍以前は、たくさん食べる子どもが残った給食を積極的に食べていたことより、結果的に残量が少なかったかもしれないが、コロナ禍で黙食が推奨されるにつれ、残った給食を積極的に食べる子どもが減り、残量に反映されていると感じる。

少しでも残量が減るよう学校と連携を取りながら、食育を通じた指導を引き続きおこなっていく。

直営と委託の現状については、両者間で差異が生じないように、調理委託の前に指導をしている。直営と委託で全く差がないとは言い切れないが、委託先においては、できるだけ差が生じないように配慮いただいている。

(委員)

昭和小学校は、給食を残さないための取り組みが活発だと感じる。他の学校にも広がってほしい。

(事務局)

学校により多少温度差はあるかもしれないが、どの学校も取り組んでいただいている。中学校では委員会活動等でも取り組まれている。

(委員)

余った残菜をスーパー等に売るということは難しいか。

(事務局)

衛生管理上の問題や、学校給食衛生管理基準等に調理から2時間以内の喫食が定められているため難しい。

(委員)

余った残菜を肥料にしてはどうか。

(事務局)

残菜は堆肥化センターで肥料化しているが、「肥料にするから残しても良い」という誤解を生まないよう、子どもたちへの伝え方は配慮している。

また、子どもたちが高学年になるに連れて自立していくため、給食を自主的に残さず食べるようになっていくような取り組みを続けていきたい。

(会長)

これをもって令和7年度第1回多治見市学校給食運営委員会を終了する。

上記会議の顛末を記録し、相違ないことを証明するため、ここに署名する。

委員 吉田 寛子

委員 林 弘